

2011年6月14日

沖電気工業株式会社 吉丸邦昭

第5回 情報連携基盤技術ワーキング 意見書

1. ユースケースの検討範囲

前回WGでもご意見ございましたが、検討対象とするユースケースについては、当初の制度で採用されるもの以外についても、できるだけ広く捉えるべきと考えます。

情報連携基盤を利用する行政サービスの多くは、現行制度の枠組みを越えた形で実現が求められ、これにより新たな要件の検討が必要となります。このような要件を可能な限り識別しておくことで、将来的な対応が円滑に進むものと考えます。

ユースケース検討の中では、制度面等などの関係から現実解であるCanBeモデルに到達しない場合もあると思いますが、ToBeモデルのアウトプットであっても、機能整理されたものが後の検討におけるリファレンスになり得ると考えます。

2. 代理機能

代理機能については、まずは「代理」の定義が必要と考えます。たとえば、代理申請を「申請行為者以外の者に関する情報を含む申請手続き」と定義した場合、かなり多くの手続きが該当すると思われます。そのためマイ・ポータル及び情報連携基盤に実装する代理機能については、代理の定義とその特性を踏まえつつ、システムが複雑化しないよう慎重に判断すべきです。

例えば、転入・転出にて同一世帯者を包む申請のケースでは、申請情報(自己申告)を所轄機関が受理し、所轄機関の保有情報を元に代理人資格等を審査する流れになります。この申請窓口としてマイ・ポータルを利用する場合、入力された申請情報をマイ・ポータル及び情報連携基盤を介して所轄機関(情報保有機関)に送信し、現行同様に所轄機関が審査するという方法が考えられます。この場合、マイ・ポータル及び情報連携基盤に代理機能は特に求められないと考えます。これとは異なる方法として、処理の迅速化などを目的に、審査機能をマイ・ポータル側に実装とした場合、所轄機関との常時オンライン連携または審査に必要な分散情報を統合したレポジトリなどが必要となり、システムの複雑さが増します。

代理機能の実現では、代理の真正性を審査する機能の所在が主要なポイントになると考えます。現状この審査業務は所轄機関の権限に位置づけられており、これをマイ・ポータル等の共有機能に実装することの可否のほか、「番号」が情報連携で利用できない前提において、申請情報に含まれる代理人以外の個人を所轄機関から離れた場所でどう特定するか、といった点が課題になります。

ところで、個人情報保護WGで挙げられております法定代理・任意代理のように、包括的に代理を可能とする形式(たとえば「委任」)であれば、マイ・ポータルでの対応は可能かと考えます。

以上